

# 6次産業化に取り組んでいらっしゃる 市内生産者の皆様へ



## 『いいモノさがし』認定商品募集!!

# 『いいモノさがし』認定制度

佐賀市で生まれた  
こだわりの『いいモノ』を  
ぜひご応募ください!



### ■ 『いいモノさがし』とは・・・

市内の生産者が作る農林水産加工品（6次産品）を、一定の評価基準により審査し、優れた商品であることを市が認定します。

認定した商品は全国に向けて広く発信し、販路を拡大することで、農林漁業者の所得向上を図るとともに、佐賀市の魅力を全国に発信し、地域イメージの向上を図っていきます。

### ■ 認定されると、こんなメリットがあります

- 佐賀市の補助制度「佐賀市6次産業化支援事業」を何度でも利用できます。
- 市の広報や専用パンフレット、ホームページなどに商品が掲載され、全国に向けて商品がPRされると共に、希望するとふるさと納税の返礼品に採用されます。
- 市の重点PR商品として位置づけられ、商談会出展、販路拡大の支援を受けられます。

※応募前には必ず実施要綱・認定基準をご確認ください。

※実施要綱及び申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。

※ご不明の点がございましたら、お早めにお問い合わせください。

## ■ 認定対象品

自ら生産した農林水産物等を主たる原料とし、製造された農林水産加工品です。

## ■ 応募資格

市内に住所を有する農業者、漁業者もしくは林業者「個人」「法人」またはそれらの者で構成された「生産者グループ」「団体」です。

## ■ 応募方法

所定の申請書類一式（市ホームページからダウンロードできます）を市役所4階農業振興課にご提出いただくか、郵送してください。

〒840-8501

佐賀市栄町 1-1

佐賀市役所 農業振興課 地産地消推進係

『いいモノさがし』認定品募集担当

E-mail : [nogyoshinko@city.saga.lg.jp](mailto:nogyoshinko@city.saga.lg.jp)

※申請費用は無料です。

※申請書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

※後日審査会でプレゼンテーションをしていただきます。

※市ホームページ掲載の実施要綱等をご確認の上、ご応募ください。

**令和5年6月16日（金）～7月14日（金） 必着**

## ■ 認定発表までの流れ

①認定品募集	令和5年6月16日（金）～7月14日（金）
②審査	令和5年8月上旬
③認定結果発表	令和5年8月下旬
④認定証交付	令和5年10月上旬

## ■ 認定期間

認定日から起算して3年です。その後は、有効期間満了の日の2か月前までに再認定申請をしていただくことで更新できます。（再審査あり）

## お問い合わせ先

佐賀市役所 農林水産部 農業振興課 地産地消推進係

『いいモノさがし』認定品募集担当

TEL : 0952-40-7116 FAX : 0952-40-7391

E-mail : [nogyoshinko@city.saga.lg.jp](mailto:nogyoshinko@city.saga.lg.jp)